

## 三井物産会社「日記」(第一号)

旧三井物産会社の「日記」は、明治九年六月〜明治三十一年十二月まで全二四冊あり、明治三十二年一月以降は「重役々場日記」全八冊が明治三十七年十二月まで揃っている。三井文庫ではこの三井物産会社の「日記」(以下、物産「日記」と記す)全冊の長期に亘る翻刻出版の計画を立てていたが、予算その他の条件が整わず、その機会が失われたままになっていた。

物産「日記」は当時の業務内容やそれに伴う社員の変向、人事、三井銀行や官庁、政府筋などとの関わりを知ることができる重要な史料である(本号研究ノート・由井常彦「明治期三井物産の経営者」にも引用史料として利用されているので、合わせてご一読されたい)。ここでは全冊を掲載することはできないので、三井物産会社史料のなかでも、特に史料の乏しい創業期の日記を翻刻、紹介することとする。

創業期から明治二〇年代半ばまでの物産「日記」は、益田

孝や木村正幹など記入者の独特の書き癖の文字と、鉄分を多く含んだコピーインク(通称お歯黒インクと称される)の使用によるインクの滲みや酸化による剝落によって、かなり読みにくい史料の一つとされている。さらに原本は裏打ち修復に出したさい、再製本時に化粧裁ちされて、欄外上方の文字が切断されてしまい、修復に出す前に撮ったマイクロフィルムも薄くて読めないという箇所がある。このように今回紹介する物産「日記」第一号も判読不能の文字は多少あるけれども、その史料的价值を鑑みて翻刻に踏み切った次第である。

三井物産会社研究の一助となれば幸いである。

物産「日記」第一号は、井上薫邸において先収会社と三井物産会社との引継約定、益田孝対談書ならびに約定を締結した明治九年六月一三日から始まり、同年一二月三十一日までの半年間の業務を綴ったものである。体裁は和装袋綴じ、用紙は「日記」第一号のみ「横浜 先収会社」と印刷された罫紙

がそのまま使用されている(第二号以降は「三井物産会社」用箋)。筆記具は主に墨筆ならびに前述のコピーインク使用の筆で書かれており、訂正・補筆に朱筆、鉛筆が用いられている。書き手は冒頭の六月一三日から一五日にかけては益田孝が書いており、その後は木村正幹の手が多くなる。木村正幹の筆跡は本誌口絵裏をみていただければわかるとおり、非常に特徴のあるくせ字であって、木村が九州方面へ長期出張に出掛ける直前の九月六日まで見られる。会社設立直前に入った坪内安久も早くから日記に書いている。木村の長期不在の間は、益田、坪内をはじめ、書き手は特定できないが少なくとも五、六人の筆跡が見られる。一二月に三井物産方と物産会社が合併後の二九日には、三井物産方から来た人物が記したのか、近世から使用されている三井家の符帳を用いた記事もある。

物産「日記」第一号の原稿作成は樋口知子が行い、小菊米不美氏、酒井照子氏に校合に当たっていた。

なお先収会社から三井物産会社への移行期前後の史料として、ほかに益田孝の「備忘録」(写本、三井文庫所蔵史料特七一二)があり、『三井文庫論叢』三〇号に安岡重明・木山実氏により翻刻されているので参照されたい。

## 凡例

一、コピーインク又は墨筆の区別はしていないが、朱筆、鉛筆の場合には文字肩に(朱筆)、(鉛筆)と注記し、その文字を『』に括った。

一、欄外書については、記事内容の見出しとしてつけられているものの翻刻は技術的に困難なため省くこととし、内容を補うに必要と思われるもののみ、該当する記事の末尾に(欄外書)と注記し『』に括った。

一、行間の( )内は紹介者による注記である。注記のない( ) および「」の文字は原文のとおりである。

一、読みやすくするため、適宜に読点「、」を加えた。一部並列点「・」も加えた箇所がある。なお句点「。」のついている箇所は原文のとおりである。

一、原則として通用の字体を用いた。

一、変体仮名は現行の仮名に改めたが、助詞の者、而、江は漢字のままとし、字体を小さくした。

一、平仮名、片仮名の組み合わせによる合字は、それぞれ平仮名、片仮名に直した。

一、抹消箇所は、墨で消された文字には左傍に、を、朱で消された文字には、ををつけた。

(表紙) 六月十三日

一 従明治九年十二月卅一日到

至同年 十二月卅一日

日記

(朱筆) 『第壹号』 (三井文庫所蔵史料 物産一)

六月十四日 晴

本日は兼而約束ニ因而三野村、益田、木村三名井上氏ノ家ニ会合シ、先収会社ト当社トノ約条并益田孝対談書并約条書共調印セリ、又勝部本右衛門も来リ会シ、九千五百円、田畑四拾式町式反式畝五分を抵当とし而受取、銅買入ノ勘定ヲ約条ヲ以貸金ヲ聞届、先収会社江ハ当社より払出スコトニ取極メタリ

益田孝トノ対談書ハ一通井上氏之手ニ置キ後証ニ備フ

六月十四日 晴

一 勝部本右衛門、高城権八来会シ、昨日取極タル証書夫々調印シ、残金少々可渡分を渡シ手続都而終リ、両氏ハ明日陸行し而帰県ス、銅ハ都而三井物産会社代大阪三井組宛ニシ而大阪江送り出スコトヲ約シ置ケリ、其内西村虎四郎まで一書を遣し而其辺扱ヒノコトを依頼可及たるコト

六月十五日 晴

一 三池石炭売捌エシエント願書鉱山寮へ差出ス、尤是ハ此程

三野村氏トモ相談済たり

一 羽太紀克来社ス 長崎

一 陸軍省第五局第二課ノ被服約条者六月九日調印済ニ相成、爾後永尾一ヲ当会社代理とし而仮ニ出シ置ク

六月十六日

六月十七日 晴

一 勝部本右衛門江貸金三井組より九千五百円今日請取、先収会社江渡ス

六月廿二日

一 陸軍五局より黄絨百三十丈入用ニ付見本可差出段申来、夫々手当致事

一 馬越恭平帰店事

六月廿三日

一 三井物産会社願書式通東京府へ差出し上ケ置ニ相成候事  
長尾一

六月廿四日

六月廿五日

六月廿七日

六月廿八日

一 坪内安久始而面会致申候

六月廿九日

一 両人共河瀬氏方江午後五時罷越候事

一 河瀬氏依頼之廉々左之通

一 緑茶英国江輸送ニ付茶買入製方運送手續取調事

一 米輸出之義当新穀より必ス依頼致度候ニ付、今より手順取

調事

一 同断ニ付諸国見本来前以送り方事

一 生糸輸出ニ付手順ノ事

一 印度カルカタ江勸業寮より書生老名茶取調ニ付差越有之ニ

付、彼地ニ而何そ其序を以可取調廉候ハ、心付之廉々付立

差出呉候様との事

一 銅銭事

一 三野村より三井諸出店へ報告書案木村持参相渡候処、早速

可差出事

一 三井銀行条約申談済

同廿日 雨

一 東京府江会社設立之義ニ付馬越差出て庶務課之内第式課本  
山九等出仕下面会之処、基金金定額其他組合ヲ許スヤ否等  
之事件増加可致との事

(余白半丁)

七月二日

一 銀座より坂本町四番地ニ引移候事

七月三日 曇

一 三池石炭見本并代金船渡しニ而老万斤ニ付四拾貳円ニ而売

払可申段三菱へ申越ス、尤時宜ニ依り四拾円迄ナラハ宜シ

一 山口県下桑原依頼之生糸八拾斤余、今日長尾を以横浜原善

三郎江持遣候、尤信州屋ト申者五百弗迄之商館付直有之候

由申来候間、添状相認帰浜為致事

一 三野村利助来訪、利左衛門病氣ニ付一両日面会相断事、各

所万事無相談取計呉候様との事ニ而態々来ル

一 益田夕方大隈、河瀬行、尤河瀬へは茶輸出見込書、概算書

とも持参ノ事

一古谷病氣引籠候事

七月四日 雨

一勸業寮官員 梅浦精一 后日見合セノタメ茲ニ記載シヲク  
一カルカタ出張

一勸商局へ坪内安久出頭、同局大属関口忠篤殿江面会ノ上左  
ノ書面差出シ来ル

一生糸声価ノ見込書

一カルカメへ鍮銅其他輸出品取調書

一横文状巻通

一河瀬殿江増田孝より之書状巻通

一飯店相開き候旨ノ届

ズ

一会社設立願再調正副両通東京府江増田勇助持参、本山九等  
出仕江渡ス、尤先書下戻之義申立候処、其儘預リ置トノ義

ニ付寄留旨ニ相成居候義斷置事

一馬越横浜出張黄絨五百七拾弍ヤール八部七リ五毛、代価洋  
六百五拾八弗八部七リ之処江六百五拾円五拾七錢払フ

但シ洋銀百弗ニ付九拾八円七拾五錢換

四日洋相場五拾九匁式分五リ

七月五日 小雨

一三井銀行へ貸借約条書調印ノコト。振出切手。通帳催促并  
陸軍省へ可差出抵当地券ヲ差越旨不申越ル

七月六日

一岩橋徹輔来社、緑茶製造ノ談あり

一坪内安久勸商局へ出頭、関口大属へ左ノ願書差出シ来ル

一緑茶製造御委任願書巻通

一緑茶輸出手続調書并計算書巻冊

ズ

一三野村利助来社

一馬越製作寮本寮江出頭、三池石炭之義引合候処、スベテ物  
品取扱ノ義者倉庫課ニ而取扱候ニ付、赤羽へ罷出ヘク旨御

達シニ付、夫江罷出右石炭御買上ケ願立候処、右寮之内赤

羽製作場ノ義者唐津石炭之外御使用無之旨被申付候

一赤羽ニ而ゴムポンプ 30 inch 三百尺式インチ四分ノ一七

百五拾尺巻フートニ付価格申立候様談ジラレタリ

七月七日

一河瀬氏益田宅ニ来訪示談夜食差出候事

一遠藤佐伯来訪

七月八日 晴

一今朝益田同道山尾江行、来十二日出帆哉否聞合候処、同人  
は御雇入外国人ヲ待合ニ付ニ夕船程後レ出張相成由ニ付断  
置、益田八十二日出帆ニ決定、帰路伊藤江行

一富岡古糸壱万千貳百斤代価

第壹品 八百貳十弗

第貳品 七百九十弗

第三品 七百六拾弗

粟斗糸三千八百斤 百斤ニ付九十弗

右昨七日ヘクトリ・アントール社中江勸業寮より売付候

蘭八ナリ

一支那福州地方頃日連雨洪水民家ヲ漂シ、田畠ヲ傷ヒ并茶市

ニ相囲置茶葉ヲ余程相損シ、茶価少ク騰貴之由、尚近来福

州より輸出之茶葉間ニは古葉及茶渣ヲ混入候由ニテ、外商

引会筋稍混雜ヲ生候由、六月十七日付在厦領事福島九成よ

り内務へ電報之由

一横浜瓦斯局ヘレグレンより益田へ一封来ル

一益田横浜行

同九日 休 晴

同十日 晴

一山口協同会社米輸送条約書の案并諸入費大畧表共吉田右一  
江渡ス

一三井銀行より左ノ通差越ス

○地券状四通西村七右衛門より三井銀行へ壱万円ノ抵当ノ

分

○金壱万円ノ借用証書壹通

○地券状壹通 長谷部辰連より三井銀行へ千三百円ノ抵当

分ノ分

○金千三百円ノ借用証文壹通

○三井銀行各県下支店扱人々名書

銀行

一三井組ヨリ当座預ケ金通帳及振出金ニ用スル小切手等差越

ス

一陸軍大佐福原実米国行ニ付、益田、木村見送りとし而横浜

行之事

同十一日 晴

一養之助、武之助之両子始めて出頭ス、三の村利助同行

同十二日 晴

一三池石炭鉱之義ニ付本日益田孝、羽太紀克及古谷龍三之三  
氏横浜出帆、長崎港ニ趣ク、木村正幹横浜迄見送る

一 午前八時頃益田、木村兩人三野村宅へ行、規則其外談決ス、

尚留守中諸事取扱委頼ニ付、益田対談書木村へ相渡、諸事

此義へ照準シ取計方兩人より申聞、一□□承諾ス

一 午前九時半、大蔵省遠藤より来書ニ付益田、木村省ニ出ル、

米國茶製造并場所等之義松方より談示、右事件ハ全く当社

へ申付候事ニ付追々手順取調可申との事

一 鳥尾中將長崎行、山口協同社長吉田右一帰県、いつれも益

田ト広島丸ニ乗ル

一

同十三日

一 午前六時より河瀬秀治方へ木村行并茶製引請候事ニ付談合、

尤明十四日上林熊次郎一同横浜へ罷越、場所見分可致との

事

一 同時製茶半斤、右本茶半斤とも被下渡候義願置事

一 開拓使用達ツキマツ 過日来毛布事件訴訟中同人同使引負之事

ニ付警視ニ被差回候ノ間、元先取社訴訟ニ相成候迄尚今日

迄之行形写と相記差出呉候様頼ニ付、馬越を以持參致サス

一 大坂藤田伝三郎より相場状来リ、已往双方取極候義頼来ル

一 同人方米問屋相始候付注文致呉候様申来事

一 本日より養之助殿、武之助殿出勤候事

同七月十四日

呉服町七番地

井上善兵衛次男

井上音三郎

十六年

伊セ松坂新町□

田中伝兵衛三男

田中熊吉

十三年

右兩人昨日三井國産方より当社給仕ノタメ差越候事

一 西村七右衛門外売人ヨリ三井銀行へ差入レタル借用証文并

右抵当地券状とも陸軍省へ差出セ候処、右抵当品は三井銀

行之所有品ニ無之ヲ以、該省ニおゐてハ難受取旨ニ而却付

セラル

一 勸商局御雇茶師上林熊次郎横浜ニ在ル三井銀行之土蔵茶製

場ニ寄ニ付、実況一覽之為出港いたし候ニ付、木村正幹も

案内ノ為メ出港ス

一月給不残渡ス

七月十五日 晴

一 午前九時勸商局より呼出ニ付罷出候処、南米利堅行見本茶

取集方見積可申出旨河瀬より談有之、書面木村持帰り夫々

手配ス

一 横浜茶製場に松方、河瀬等見分致呉候様頼置事

七月十六日 晴

一日曜日休業無記事

七月十七日 晴

一 武之助、養之助、安久等築地土蔵ニ在ル物品ヲ検査ノタメ出張ス

一 三井銀行より来書ニ曰ク、元同行小使ニ而ありし高山忠蔵

義を当社江雇入レ差支無之旨申越候事

一 増田孝福岡県下江着セシ旨電報到来ス

一 宿直規則ヲ制定シ本日より実践ス

七月十八日

一米事件ニ付木村夕方三野村行

一 益田三池着之筈

一 大坂へ運送之義ニ付遠藤へ木村行

七月十九日

一 今朝河瀬へ罷越、南米、白露国へ見本茶輸送申付ラル

山城上中下 各拾斤宛

駿州上下 各拾斤宛

勢州上下 各拾斤宛

東京廻り上下 同上

狭山 上下 同上

右元茶ノ儘箱詰之節和焙爐ニ懸可申事

合茶 三十弗ニ付 拾斤

〃 貳十五弗ニ付拾斤

〃 貳十弗ニ付 拾斤

右各は製緑茶仕立事

右此後

(ノキ) 米国郵船へ出スヘキ筈、夫々手当致ス

一 勧商局ヨリ製茶見本七壺下ル

七月廿日 晴

一 主上御還幸ニ付本日休業

此日御延引

七月廿一日

一 今日還幸午前十一時

七月廿二日 雨

一 午前十時勧商局ニ呼出、木村出ル、米国行製茶輸送願出、

各通之願書ニ而差出可申段河瀬より申達候



一 林少輔方へ茶一件之外として木村罷出候

一 昨夜益田馬関より郵便状参着、米事件ニ付三野村へ木村行、  
い細往復扣ニ有之事

一 馬関迄益田へ返事申越ス

一 馬関江先之□□差出置事

七月廿三日休

七月廿四日 晴

一 米国行製造緑茶取扱方願書式通

一 同輸送方同断式通

一 龍動行茶入費計算書違算書直シ之分巻冊

一 右勸商局へ坪内持参、関口忠篤殿へ出ス

一 昨夜午後五時三十分、長崎キヨクセンテイ益田出電報セリ、

今日同人同地江着ス、三池表都合能相済候由、馬関現米ハ

同日中ニい細相分り可申、島原ニ肥前米大石有之、四円六

十錢長崎渡七十錢之由申来候間、早速深川江相談之処、長

崎手取七十錢迄ナラ速ニ買取呉、尚石数早々申越候へハ代

金之手都合致度段申聞候間、即刻正午電報セリ

一 馬関之正米も取入方出ス委托スルよし三野村より頼談ニ付

同断

一 大蔵省持秋田銅売捌方之義、当方へ被相任候筈ニ付、益田

早々罷歸り呉候様申越度、同人よりは又委頼事

一 今朝伊藤卿、山尾太輔兩殿へ小池石炭報知に而、益田長崎  
着来ル廿九日船ニ而歸東候間、何ぞ御用無之哉申込候事

廿三日附落ノ分

一 水谷伝七之郷里桑名之宅類焼いたし候由電報有之、帰省願  
出候間聞届遣候事

一 益田明廿五日中午光雲丸ニ而長崎出帆申来候ニ付、三野村ニ  
申聞ル肥前米四円七十錢ニ而長崎手取ナラハ可買段申越候  
処、古谷出張為致買入候ハ、佐賀より電報可致との返事有  
之、尚来月一日神戸出帆歸京申来事

七月廿五日 旧六月五日

一 陸軍第貳課へ黄絨式拾貳反、壹ヤルニ付壹円貳拾五錢替ニ

而売上ル

一 茶見本七鐘□<sup>②</sup>濟横浜拾四番へ渡ス

一 鼠絨三反

一 藍絨七反

一 右陸軍五局より十年三月廿五日上納可致注文伝票下渡相

成事

木村横浜行

七月廿六日 晴

一 鼠藍絨とも見本十四番へ送り金山持参ス、右は支那上海へ

申越候由十四番申居候事

一 銅貨当分交換半減ニ相成候、右は造幣寮休暇中者ノ□□ニ相成候由遠藤より承ル

一 会社創立願規則書へ兩人印形致差出候様今日東京府より達有事

一 三池石炭為分析書面相添品川硝子製造所江馬越持参事

一 陸軍へ黄絨式十式反引入相成候事

一 南京醬油上下式品横浜より取寄ル

上英百斤二付 十式弗 和壹升凡式斤七分

下同 十壹弗 百斤 凡三斗七升

壹升代凡三十四錢四り

右香港より横浜へ取寄せ候よし

一 三井国産方より軍艦絨見本来ル

一 紺軍監絨黄六本筋凡六十反

壹号

一 同壹本筋 五十反

贰号

一 同貳本筋 三十反

三号

ズ込ミ 代価金壹円ツ、

一 同赤四本筋 三十反

四号

一 同茶式本筋 貳十五反

五号

ズ込ミ同八十錢

一 同友耳 八十反

七号

一 同 八号 五十反

八号

ズ込ミ同七十錢

右取寄置候諸県へ邏卒服用として見本可差廻積

七月廿七日

勸商局ヨリ下附之見本茶原価

一 上等いノ壹号

原茶英百斤二付 金三拾四円四拾三錢四厘

此再製英百斤二付金四拾貳円七拾貳錢七り

此内費用等相含  
全ク仕上ケノ原  
価以下同断

一 貳号

原茶百斤二付 金貳拾四円四拾五錢七り四も

此再製百斤二付金三拾壹円九拾八錢五厘

一 六号

原茶百斤二付 金拾円五拾錢

此再製同 金十五円七十九銭五り七毛五

右之通有之候也

木挽町出張

(上林書印)  
製茶掛印

一 商社九月限百枚売付 米又

五円三十三銭 三十五 — 三拾五銭 十

— 三十四銭 五十 — 三拾六銭 五

右六円已下ニ付敷金千石ニ付六百円之割ニ而よろしく

七月廿八日

一 今朝神戸六時<sup>分</sup>十五步出電信、益田着、明日西京へ罷越候様申越ス

一 商社九月限百枚売付 米又

五円三十五銭 八十枚

同—三十六銭 式十枚

右明日丸敷六百円入用事

七月廿九日

一 廿七日、八日両日売附敷金本請取書受取事

一 工部権大丞福原三池行ニ付、暇乞として罷越ス

七月三十日休 午前十時地震ス

一 伊藤殿へ行 木村

但大隈殿北海行有之哉否聞合候処、其義無之由

七月三十一日 晴

一 来月二日玄海丸ニ而林少輔殿京撰間行、福原工部権大丞殿

三池行、和歌山県参事河野通帰県、昨夜同氏へ木村被招熊

野材木融通之義屢依頼有之事

一 来月五日出帆、三条公、伊藤、寺島、山縣公北海道順察と

して出張相成筈

一 昨廿九日郵便を以三井物産会社願書指令相成送附相成候事、尤指令ニ願之趣ハ当今会社一般条例取調中ニ付、追而

仕分之義相達候迄ハ人民相对ニ任セ、此社則を以營業共不

苦事ト有之、右は及当節取調申候、既二三井銀行願も同様

ニ指令相成旁全許可ト見做シ、今日会主兩名大隈、伊藤、

大久保、楠本、松方、河瀬并東京府参事、同勸業課長等礼

廻り為致候事

一 益田西京池庄より電報、古谷出張先ニ而三千石買取、あと

少し不分明、筑後米少々交ル由、尚益田事明日下坂、明後

日出帆之義申越候間、飛脚船出日相違無之哉為念返報致置

事

一 第六方面第宅署へ馬越出頭ス、御掛り四宮信仁殿へ本月十

一日ヒツトマン氏材木一条願出之儘ニ相成居候ニ付右者方

般再願

右取消ス

八月一日 晴

一陸軍式課黃絨代七百十二円九錢四り馬越取下手、銀行返金へ入ル

一今朝木村松方へ行

一大三野村今日より銀行江出勤初ル

一神奈川県石川町持家ニ付横浜銀行詰田村利七へ武之助より委任状渡ス

一高瀬英祐来り、横浜常盤や持ノ石庫勸商局ニおゐて買上見合ニ相成候段しらせ呉る

八月二日 晴

一昨夜長崎之古谷より電報到来ス

八月三日

一今晚益田孝婦府ノ日積故迎として木村正幹<sup>昨夜十時十分より</sup>出港いたし候事

一長崎出張三井銀行より金五千弍百円益田孝、古谷龍三ノ兩人借用いたし候旨、同行本店より案内有之候事

一益田孝婦府ス、但シ不快ニ而出頭セス

八月四日

一日報社より西洋紙四箇受取度旨申出候間、明朝可相渡旨答遣ス

一福岡県令渡辺江福原大丞三池行之事電報ス

一長崎支店羽太江当社官許ノこと報告ス

一先月十日三井銀行ヨリ受取りタル

○西村七右衛門より三井銀行へ差入レタル壹万円ノ借用証文及地券状四通

○長谷部辰連より三井銀行へ差入レタル千三百円ノ借用証文及地券状壹通

右三野村利助江相渡シ同銀行へ返却いたす

一長崎出張三井銀行より借受タル左ノ金額ヲ、同行本店へ振出小切手ヲ以返却ス

○金五千円也 肥前米三千五百石買入ノタメ古谷龍三借受

○金弍百円也 益田孝長崎出張中自用ノタメ同人借受

〆金五千弍百円也

昨三分

一商社九月限五円三拾錢 四拾五枚 増勇

本日分 五円三拾壹錢 貳拾五枚 〆七拾枚米又を以売付候事

一商社九月限五円三拾錢 四拾五枚 増勇

一鳥尾陸軍中將長崎ヨリ昨日帰京

一三池事件ニ付今朝益田、木村兩人伊藤殿へ罷出事情具陳ス

一 山縣陸軍令北海道御出張ニ付為暇乞罷出ル

一 明日より三条公、伊藤、寺島、山縣、芳川等北海道出張相成筈

一 昨日十四番へ白露行緑茶上中下之函製造依頼ス

一 今朝兩人三野村宅ニ罷越九州事件詳細談話致候事

一 益田取調事有之正午より横浜行、蚕卵紙事件也

元先取会社用  
一 青森田沢市太郎より「カシコマルソウダンキメテヘンジダ

ス」との電報到来ス

一 大三野村ヨリ社則草稿へ加除ノ上返却いたし越ス

一 〇〇〇

八月五日

一 昨夜益田方ニテ支那人徳真<sup>盛</sup>ヨリ蚕種紙買入周旋依頼ブラカ

立会談済、今朝ヨリ京屋芳兵衛、馬越兩人手附金旁六千円

持參上州出張ス、尤当方ニ而周旋ニ付出張諸入費は不殘徳

真より仕払之外、元価百分ノ三申請候事ニ相決候事、紙数

凡壹万枚、島村極上百枚ニ付五百円迄、上州ハ三百五十円

迄之積

一 昨日九月限<sup>五円三十銭</sup>一枚 増勇 米又

一 京屋出張入費ハ当方之受特別ニ金高百分ノ四ヲ相払可申約

束、書状証書類ハ綴込置

八月六日

一 日曜日休業

八月七日

一 昨六日支那人徳盛ヨリ依頼蚕種紙買入代内金トシテブラガ

氏ヨリ金六千円受トル、但内五千五百円三井銀行江預ル

一 商社九月限去ル四日、五日ト兩日ニ売附ノ分百三十壹枚ノ

敷金七百八十六円ノ内三百円内金トシテ去ル四日渡済ニ付、

殘金四百八十六円米又より渡ス

一 馬越恭平種紙買入ノタメ派出、左ノ処ニ止宿ノ旨申越ス

六日午前五時着申来ル 上州新田郡平塚河岸 田部井弥三治方ニテ

馬越 〇〇〇

一 日報社ヨリ

一 西洋紙大キサ厚ミトモ是迄ノ通ニテ大判ナレハ

壹ヶ月百リームツ、

一同小判ナレハ

壹ヶ月式百リームツ、

一 是迄ノ紙質ニテ少々厚キ方大判ナレハ

百式拾五リームツ、

小判ナレハ

貳百五拾リームツ、

合沓ヶ月小判ニテ四百五拾リームツ、

右之員数ヲ以当九年十月より十年九月迄十二ヶ月約定いたし度由ニテ手付金貳百円差越候間預り置候事、但印紙貼用之注文状来ル

一 白露国行見本茶詰方ニ付、午前七時より木村横浜へ出張

一 洋銀之義ニ付益田午前十時四十五分ニ而同断

一 種紙ノ義ニ付「ブラカ」氏来

八月八日

一 昨夜富島石炭ノ事ニ付羽太ヨリ報レ電到来

一 益田より横浜三井銀行江金五千五百円為持差越候筈ニ而書

状相認置候処、矢野次郎預り三千五百円之第壹国立銀行取

立不相成候付差向キ其訳書記シ、残り貳千円之辻田村利七

江為持候事、使長尾一、午後三時四十五分車ニ而

一 十四番江鼠絨藍絨見本并条約書、西洋紙約定とも明日出帆

船ニ而注文申越候様申越候事、長尾一同断

一 昨日河瀬大丞より申来候書中ニ、英国試売再製茶沓万斤丈

ヶ当社へ御任セ成候本省之決義相成候ハ都合も可有之旨申

越置、尤□□別段違書ハあとより差廻可申との事

売付

一 十日限石炭油 貳円三十四銭 三百箱 米又

同断

一同限 同上 貳円三十四銭 百五十箱 同人

一 郷大蔵大丞江面会、金借入事を内願す、明日取調之上返答有之候筈なり

一 古谷江若津正米相場問合せニ遣ス、且見本送り方之事も申遣ス

一 羽太江電信候而長崎ニ而銀行之方都合宜く候ハ、極上唐

津廿四円迄ニ而千頓丈ヶハ買入可申事申遣ス、尤此事は三

野村江も申置ク

一 福岡県より米取組方ニ付来状有之、尚其後電信ヲ以官員出

張之事申越す

一 長崎支店羽太方へ大スケール沓台。向合デスク沓脚。コッ

ピープレス沓個三菱汽船ニ托し相送り、注文之弗箱ハ当方

ニ有合セ無之故、該地ニおゐて相応之品購求候様申遣ス

一 三井銀行各支店へ当社創立之吹聴差立ル

八月九日

一 勸商局江「白露国江茶見本差送り及代価調書」差出ス

一 金八千円三井銀行ノ通箱ニ入レ蒸気車ニ托シ田村利七江送

り、弗買入方依頼いたし遣ス

(欄外書)

『貳千円難波入金之分

六千円三井より引出ス』

一 横浜ヨリ「弗五匁九分ニテ壹万五千買ツタ換り早ク」ト午後第二時電報到来ス

一 山城上茶ヨリ狭山其他都合拾四種調製之上白露国へ差立ル旨米国郵便「ゲリーツク」号江積入、同国桑港高木領事江向ケ差立候事

一 十四番依頼ノ石炭油十月限五百箱百八拾箱貳円三拾貳錢米又ヲ以売付候事

一 金四千元三井銀行より引出シ弗買入之為横浜田村利七江送る

一 愛宕下毛利家々令難波舟平より金貳千円預り金として受取候事

十日之分  
一 支那醬油見本田中長五郎ニ托シ

川越古市場

橋本蔵

日本醬油製造人 山本徳次郎

ニ付シ試験為致候処、支那醬油ハ小麦、大豆江餅米ノ内壹種を加へ製造シタル物ノ如ク相見へ、日本ニ云フ生揚醬油

(中品)之類ニシテ模造すること容易なるよし、但シ仕込より式土用ヲ過サレバ口明ケニは不相成よし、直段ハ壹

円ニ付壹樽五分程壹樽八升入  
壹升八錢三厘三毛ニ当ル、三田長右衛門来り報ス

八月十日

一金貳拾万円壹ケ年七朱利ニシテ十月三十日限返納之筈ニ而

国債寮より拝借願御開濟、尤洋銀抵当ニ而貳拾貳万弗也

一 宮内省ニ而金八万円年八朱利ニシテ洋銀壹弗ニ付五拾円之割を以抵当とし、十年二月中限返済ノ筈を以開濟相成事

一 昨日米国桑港より井上公書状来ル、平安ニテ七月十八日着

之由、三条公、伊藤公、山本、益田、小沢等へ書状来リ、

夫々相届候事

一 (マ)ゲリーツク号積見本茶七箱横濱税関輸出之義勸商局より達

書取付、長尾為持差越事

一 龍動試売緑茶製造并輸送共当社へ取扱方勸商局より示令相

成候事

一 洋銀買入ノタメ国債寮より金貳拾万円、宮内省ヨリ金八万

円拝借シタル金ヲ以洋銀買入、他日損益勘定ハ三井銀行と

当社と折半受持ノ筈三野村と談判済

一 東京商社々員竹中邦香来リ、米商社創立之株主ニ当社主に

加入之義談判有之候事

八月十一日

一元三井組賄方藤原庄助義、当社賄方として大三野村より差廻し候事

一種紙代之内金六千円之辻徳盛ヨリ受取、明十二日(午カ)□前三時より岩鼻ニ為持、上州平塚河岸へ差送り候事

一本日より養之助ハ勘定方、武之助ハ雜務課取扱候筈取極候事

八月十二日

一番種紙買入代金六千円ヲ岩鼻敏江為持、上州平塚河岸滞在馬越碁平方江差立候事

一当社より各県下江毎土曜日ニ差立る相庭状ニ限り半額之郵便税ニテ通送相成候趣いたし度旨駅通察江願出ノ事東京府江願濟ノ上ニテ駅通察江差出旨ニテ願書下付相來ル

一得意先并世話相成る向江暑中見舞として沙糖相配り候事

一会社創立之次第并營業之事等新聞紙上ニおゐて江湖ニ広布ス日報社志ケ月、日就社、報知社、朝野同各半月

一昨日并本日とも木田幾三郎來り、三池出張之事談判ス

一鉢山寮江此度同寮ニおゐて、釜石港江御廻漕可相成器械類運輸の事を当社江御任せ被下度旨願書出ス

一筑後若津江米代之内壹万八千五百円ノ辻差送り方ニ付、三井銀行電信為替ヲ以馬関出張尾里江銀行より申越候由ニ付、

同所より慥成人相雇若津へ持参古谷渡候様、此方よりも電信相掛候事

一勧商局より英国試茶代金入用之由、式千円受取置事 伊東

一河瀬勧商局長より博覽会出品取扱規則案差廻、明十三日夕飯後益田宅へ同人罷越可相談段申來事

一益田昨日より横浜行、洋銀事件ニ而今午後帰京

一益田孝横濱江出張、田村ニ引合左の如し

一旦買入レタル凡壹万三千弗之分ハ七匁五分以上ニ至ラハ一旦売却候而利得を取り、金子預り置キ可申候

一八万円之金ハもし五匁代ニ至下落セハ近々洋銀ヲ買付ケ置クヘシ、夫までハ兩三日ツ、を期し而洋銀等を抵当ニ同前を以貸付ケ置クヘシ

一外ニ少々金之手当アレハ五万円以上洋銀抵当之十月中之約ヲ以借用ヲ望ムモノアラハ取極メ、其段東京へ申越すべし、利子ハ壹割以上ニ取究メ度事

一東洋銀行取引合洋式十萬枚を貸シ、十月三十一日までを期スルトキ八年八歩五リ之利足を払フヘシト約セリ、追而挨拶スル積リ

一龍動送り之茶買入ハ國産方より見本取寄せ十四番江申付置キタリ



八月十三日

一 三池梅谷石炭粉式俵但貳百斤○コーク壹俵但五拾斤、右式品  
長崎羽太紀克より差越候事

八月十四日

一 一九年一月ヨリ同七月迄横浜相場書

一同七月アモイホルモサ 同

右勸商局江差出事

一 第二国立銀行江洋銀拾壹万弗ノ抵当ニテ通貨拾万円貸渡し  
方可取計旨田村利七江依頼いたし遣ス

(欄外書)  
『利子割十月卅日限』

一 洋銀貳万五千弗ヲ買入、此程中より買入レ置キタル壹万五  
千弗を合セテ都合四万弗ヲ東洋銀行へ当座預ケ取計、三井  
銀行より引出し差支なき様可取計旨田村利七江申遣ス

一 東洋銀行へ文通し而、洋銀貳十萬弗丈ケ近々三井銀行より  
差入可申候間、受取預リ証書十月卅日限ニし而差遣し呉候  
様申遣ス、尤年八分五リニ利足ハ別ニ書認候までニ不及事  
ニ申遣ス

一 第一国立銀行へ年九歩之割合ヲ以七万円より拾万円までを  
第二と同様之事ニいたし貸シ与ルコトを相約せり、明朝金  
子振込候積なり

一 勸商局長より博覧会規則書等調ル

福岡県江七月卅日出の書面ニ答書ス

一 若津へ書状ニ而古谷龍蔵へ肥前米、肥後米四円七拾錢迄な  
れハ買付不苦事申遣ス、尤若津へ着米引換ニ無之而は甚た  
危ヲ□□前金等相渡ス事不相成事嚴重申遣ス

一 郷大丞江面会、貳千五百石丈ケハ若津ニ而四円七拾錢之上  
納可致、其外ハ当時電信ニ而いたし遣候間、多分八十錢ナ  
レハ出来可致旨申立置く、尤□悪ヲ買付候義ハ損毛のこと  
も申置置<sup>つて</sup>く

一 駿州ノ人野呂某来社ス、益田面会して将来駿州之茶組合相  
設ケ一纏めニして、茶如何横浜江持出し方法申談ス、帰国  
ノ上精々心痛可致旨申聞

一 上州馬越恭平より来状ニ而一昨日遣し候六千円ハ無滞着、  
種紙も既ニ壹万枚、外ニ辺村もの三千五百枚買入候趣申遣  
ス、幸イ徳盛ノ代フラガ本社中ニ付、右の事を子細ニ談し  
て四千枚程余分ニ買入候事差支無之事を申聞ケタリ

一 馬関三井銀行小里某より電信ニ曰

「若津出張古谷へ送り為替金送り出シタ」

一 古谷ヨリ電信ニ云フ

「米上物二千石有壹石四円五拾貳錢買テハ如何」

八月十五日 晴

一 美濃紙半紙の罫紙ヲ木田育三郎ニ托し長崎并三池若津等江送致ス

一 古谷江電信ス、其文ニ曰

「肥前肥後米ノ内ニテ上物ナレハ若津ニテ壹石四円五十弍錢ニテ弍千石買ヘ」

一 今朝八時十五分汽車を以木村横浜銀行分店行、大蔵省へ抵当洋銀拾壹万弗入用ニ付、過日宮内省より借受候八万円之内五万円第二国立銀行江洋銀預ケ合候而、此洋銀五万五千弗、并ニ先日買入候壹万五千弗、今朝買入候弍万五千弗都合ニ而九万五千弗相揃あと壹万五千弗不足付、成行を以買入メ拾壹万弗拾壹番江預ケ候而証書受取、三井銀行本店へ送り呉候様申越ス

一 昨日横浜ニ送り候官札五万円ハ今日汽車ニ而送戻事

一 木田育三郎明後日三池江向ケ出帆ノ積ヲ以、旅費其外として金五拾円支給ノ事

一 水谷伝七願濟帰省して今日帰社ス

八月十六日

一 相場状板刻願東京府へ差出候事、東京府懸リ第壹課

一 五千斤之茶ノインシュールンスハ百斤ニ付拾八円、及同比

ニ付拾四円五拾錢ノ旨拾四番より報知有之事

一 釜石港まで危檢受合ハ原価ノ壹歩弍分五厘ノ旨是亦拾四

番より報知

一 旧先収会社より預リ西洋紙弍個日報社江引渡事

一 是迄買入洋銀五万三千弗、平均直段五拾六匁六分九厘也

一 益田洋銀其外之事ニ付横浜行

一 内地勸業博覧会事務局より御呼出ニ付養之助出頭いたし候処

勸業寮山高六等出仕 橋本七等出仕

服部大属 上田少属

右四人より左ノ條款ヲ御達し相成り候事

○ 来ル十年上野公園地ニおゐて内国勸業博覧会ヲ御開ニ付、

諸国よりノ出品取次所ヲ当社へ御任セ可相成事

○ 別冊出品取次所規則□等ヲ下付相成候間熟覽ノ上考案可申事

○ 右規則書中第八条は別而注意可致事

○ 取次所引受ルニ付而は倉庫入用ニ可有之候間、浅草御蔵第六十五号より第七十五号までメ拾藏御貸渡可相成ニ付、

同所江出張処ヲ可取設事、内七十弍号ハ損之処

○ 浅草御蔵内ニ在る工商会社ノ建家ヲ借用スルカ又ハ買取候而出張所ニいたし候ハ、弁理ニ可有之事

○ 右建家有之地処ハ、来ル九月までハ大蔵省より商工会社

ニ而拝借いたしたるもの故、十月ニ至り更ニ当社より大蔵省江拝借願いたし候方可然事

○此取次所願ハ当社ノ都合ニ而願出候方可然と考案候て可願出候事

○規則書中ノ手数料ハ可相成丈ケ下直ニ可致事

○都テ事務局へ引合ノ事ハ服部、上田ノ内へ可申談事

○横浜江出品取次所ヲ可取設事

○右等承諾ノ上ハ出品取次所被仰付候ハ、新聞紙ヲ以此

答広告可致事

右廉へ御談有之候事

一本日坂本町四番地より兜町六番地江移店、三井銀行より

椅子 拾壹脚 九<sup>(五)</sup>テーブル壹脚 テーブル掛壹枚

デスク 壹脚 鏡 壹面 額 四面

テーブル三脚 ランプ 四個 露台 壹

シャツ掛壹 戸棚 壹 銅壺 壹

鍋 壹

右当分借用いたし置候事

八月十七日

一過日大蔵省へ差出たる式拾万円拝借願ハ、書面中不都合ノ廉有之候間、更ニ願書々直シ、金高ハ新紙幣ニ而拾万円願出候事

一蚕種紙買入代手金之内三千円ヲ岩鼻敏ニ為持、上州在出馬越恭平方江差送候事

一徳澄より蚕種紙代之内江金三千円受取候事

一勸商局江龍動報告書并真調書等差出ス

一鉞山寮より御呼出ニ付益田出頭之処、石炭引受之願いまた不相濟事

一東洋銀行より洋拾壹万弗之預リ手形三井銀行まで差越ス

八月十八日 晴

商社米又米

一九月限買理九拾枚 五円<sup>式十二</sup>錢 四十五 平均5.265

一石油八月限七百箱売付米又

式十 式円式十壹錢 三百七十 十九錢

十 式十錢 三百 十八錢

一勸業博覧会出品取次所規則案并内外相場報告取調書とも河瀬へ渡ス

一長崎支店江報知新聞可郵送旨郵便報知社江申遣ス

但半年分前金当社より可支払旨をも申遣ス

一藤原庄助本日より出勤いたし候事

八月十九日

一金拾万円国債寮より拝借して五万円ハ横浜三井銀行分店江、五万円ハ第一国立銀行江相廻し候事

一石油敷金百円米又江相渡候事

一 岩鼻敏去十二日上州平塚河岸滯留馬越方へ差立之処、手透

ニ付本日午後七字頃ニ帰店之事

一 徳盛之電信云フ

「送り金ヲソイ因て明後日取引」

八月二十日 晴夕刻より雷雨

一 無記事

八月廿一日

一 石炭油七百箱本敷敷金百拾円米又江渡ス

一 九月限九百石買埋ニ付敷金五百四十円并益金六拾円戻ル、

尤此分口銭等ハあと米又名前、残り百石之買埋之節勘定可

致段申越おき候金額受取置事

一 毛利家令難波舟平より金六千円預ケ方依頼ニ付引請仮証書

相渡置事

一 古谷より電信昨日来ル分、肥後米四円五拾八銭替、肥前米

石数高沢山買て宜イカト申来り、今朝大三野村ニ示談ニ及

候処、三万石買取呉候様申来候事

一 同人より今日電報ニ肥前米貳千石、肥後米千石、平均四円

五十式銭□□ト有之買夕、先口受取夕、肥後ノ分若津へ可

廻哉、肥後ニ置よし返事待ツ、金廿七日迄ニ送ルヘシ、ト

申来候間、是又三野村ニ金送り方之義直々申越ス

一 益田午後帰京

八月廿二日

一 昨日東海丸便を以大坂より金子弥市、増田幸七出京候事

一 久留米細工町米屋伊平方ニ而古谷より電信を以返事着ス、

肥後米ハ肥後ニ置キ、外ニ大石有之は直段石数申越之上、

此方之差図ヲ請可申段申越ス

一 昨日上州平塚河岸より馬越恭平老ト先帰社いたし候事

一 石炭油八月限四拾枚売附 貳円十七銭 十八銭 廿

一 石炭油八月限百拾箱売付 貳円十七銭 六十八銭 五十

右十四番依頼分売附候事

八月廿三日

一 唐津石炭極上品貳百万斤買約条シタ、長崎着壹万斤貳拾四

円迄ト羽太より電報セリ

一 金子弥市今日より出勤ノ事

一 横浜三井銀行江頼置候第一国立銀行より洋銀五万五千弗請

取方ニ付、国立銀行預り手形五万円之分高瀬、田村ニ向ケ

十二時気車三井運送方より相届候様頼旁鉄道へ持せ候事

一 ヲリヤンタルハンクへ御渡し洋五万弗早々相渡、残り洋之

内千五百弗十四番茶代として相渡、あと其儘預り置可申段

高瀬、田村へ頼越候事

一昨廿一日徳盛へ洋銀預ヶ合を以金五万円貸渡し、証書横

浜三井銀行分店江取置候哉及掛合事

廿二分

一月給四円 藤原庄助 同壹円 田中熊吉

同貳円 石井音三郎 同貳円 高山忠蔵

右之通り月給取極め候事

一陸軍絨引込候初之事

八月廿四日 晴

一養之助横須賀江行

一相場状郵便税半額ニ而遞送願聞濟ニ相成事

一旧先収会社約定絨鼠霜降大絨六千四百廿ヤール余、第四号

軍艦紺絨五千貳百ヤール余、反數百八拾反陸軍へ引込ミ箱

解致事

一京都府勸業課長明石博高、大坂府内寺尾昌智来訪

一益田横浜行

八月廿五日

一筑後若津より見本来郵送届く

貢米仕立

肥前磨俵

田中長右衛門直入 壹斗八升貳合

肥前新俵四方口

筑後上物 同 壹斗八升五合

肥後小麦 同 三円三十銭

一米国金塊買入之事ニ付左之勘定表ヲ岩橋万造ニ渡ス

洋銀拾万弗 金塊壹万<sup>(オン)</sup>ニ付洋貳拾弗替

此金塊五千<sup>ノ</sup> 但九九九

此純金四千九百九拾五<sup>ノ</sup>

此九百位五千五百五拾<sup>ノ</sup> 壹万八四百八十ケレイン

此ケレイン貳百六拾四千ケレイン 一円ニ付貳五七二

此金貨拾万三千五百七拾七円

内金千貳百四拾貳円八十八銭

造幣鑄造費百分ノ一

外ニ欠減并試験費共千分ノ二見込

差引金拾万貳千三百三拾四円拾貳銭

内

金九万五千円 洋銀五十七匁替ニ買入ル

十万弗代見込

金貳千八百五拾円 九万五千円三ヶ月利足

月壹分ノ見込

差引<sup>メ</sup>四千四百八拾四円拾貳銭

一長崎支店より電信

烟草今出ル時節当地ニ四千丸在ル、平均百斤ニ付六円、沢

山ある

一 上野東漸院住僧多々良実心ト申僧日光人參持參製造事件談合詰り、近日之内同人秘製之品持參致、通常ノ品ト比較直段引合試可申筈、現今日光産式万斤位之由申居候事、相場壹斤三円五十錢位、尤根元直段ナリ

一 養之助横須賀より帰る

八月廿六日 晴

一 昨日木田幾三郎若津江着セシ旨電報有之事

一 益田ホント事件ニ付横浜行

八月廿七日 晴

八月廿八日

一 第壹着約定絨検査印済

一 益田ホント一件岩橋ト横浜行

一 米国井上より来書、山本謙介、森清蔵、小沢正路江郵便を以差出す

一 徳盛より金壹万円蚕種紙代之内トシテ受取三井江預ケ置候事

一 第一納絨洋銀水市横浜四日分平均

八月廿三日五十七匁〇九リ

同 廿四日五十七匁三分九リ

同 廿五日五十七匁〇五リ

同 廿六日五十七匁〇五リ

平均五十七匁壹分四リ

〔本書〕  
「本文之一口江金二り五も  
此洋式り四もヲ四口分相加  
へ候時ハ平均五十七匁一分  
六り九も」

一 横浜洋銀相庭式分以上ノ高下ヲ生セシ時ハ、直ニ其相庭ヲ横浜三井銀行分店より当社ニ電報シ、当社ハ其電報ヲ得レハ三井銀行本店元方ニ通知スルコトヲ該行と当社ノ間ニ約束セリ

一 昨日益田孝横浜表出張之上取扱ヒタル件ニ、岩橋万造より之頼みニ寄り米金地金買大阪江運輸シ、金貨鑄造可致商売ヲ取扱フニ付、東洋銀行と約条シ五千五百匁を買入レタリ、壹匁式拾匁なり、位九九九内五百匁ハ当社ノ持分にし而、是ハ難波舟平より預リ金ヲ以買入ル、岩橋之分手数料ハ得失計算ヲ添ルと雖トモ其成果を實際ニ示シテ使ノ分与スル処ヲ本社へ受ルトノ約束ナリ、東洋銀行ニ而は神戸ニ於而金地金を渡ストノ約束ニ而、此間運賃受負料千分ノ式五を払フ筈、尤万一亜米利加為替之都合無滞行届キタルトキハ此運賃ハ東洋銀行ニ而受持チ呉候筈約条ス、岩橋より五万六千弗三井銀行江頼み東洋銀行へ払ヘリ、残余ハ今明日之内ニ払入ルベキ約条をなせり、是ニ寄り約条本書翻訳

其外共委細岩橋江申越ス

一 京屋芳兵衛二面会ス、同人出立卅一日ニ延引スル筈

一 徳盛預ケ合証書受取り帰ル

一 米国滞在日下義雄より洋銀貳千三百五弗壹分五リ送り越ス、此分当分預リニ付昨日横浜三井銀行江預リ、右等を併而今日七千弗買入残金〆壹万弗東洋銀行へ右五百〆之代相払候筈なり、洋買入方三井銀行へ托シ置ク

〇八 八月廿九日 晴

一 白露国江輸送ノ茶其他代金御下ケ願及□□壹葉とも

一 右茶船賃桑港ニおゐて御払下ケ願

一 右兩願書勸商局清水某江差出候事

一 福岡県属官加藤木貞二郎此度博覧会ニ付出府之序、同県貢米示談致度段益田方へ申来候、宿本石町壹丁目木村屋安宅止宿

一 金六千五百円三井銀行より為替ヲ以引出シ、洋銀買入ノタメ横浜三井銀行分店へ差送候事

一 蚕種紙買入代之内江金壹万円徳盛氏より受取候事

一 宮内省、高輪毛利邸両方は公債証書抵当ニして五万円宛金円拝借申入ニして木村罷越

八月三十日 御祭ニ付休

一 米金約定事件ニ而岩橋万造同道益田横浜行

一 午後福岡県勸業課加藤木氏益田宅へ来訪、米事其外談判有之事

一 金壹万円為持今晚十時頃より京屋并番頭、外ニ中原、馬越四人ニ而出立、上州江罷越事

一 昨日徳澄より蚕種紙代之内金壹万円持参候分、差向キ入用無之候付益田直々横浜へ持参、同人へ返却致置候事

八月三十一日

一 蚕種紙代之内壹万円昨夜横浜徳澄より同所銀行分店江受取候由を以送り来候事

一 若津ニ而外人江米渡方不相成段三野村より申来候、尤長崎へ差廻渡候様ニとの事

一 東京商社創立ニ付、会主両人之所有物取調竹中邦香ニ托シ東京府へ差出事

一 金七円宛毎月々給トシテ大沢正道江遣ス分七八両月分為持遣候事

九月一日

一 岩鼻敏壹万円を携へて上州ニ赴ク

昨日分  
一 追々ニ商社ニ而売付たる石炭油の検査有之候事

一米金一件ニ付益田浜行

九月二日

一大三野村氏来社

一当社々員江是迄月給之外ニ賄料支給いたし候制規之処以来相廃し、左之通月給増加いたし候事

金五拾貳円、羽太紀克 金三拾七円 馬越恭平

金三拾貳円、古谷龍三 金三拾貳円 坪内安久

金貳拾七円 金子弥市 金貳拾貳円 木田幾三郎

金拾七円、伊東彦七 金八円五拾銭 長尾一

金八円五拾銭 水谷伝七 金八円五拾銭 岩鼻敏

金六円五拾銭 三河耕助 金六円五拾銭 藤原正助

金四円五拾銭 高山忠蔵 金四円五拾銭 井上音三郎

金四円 田中房吉 金三円五拾銭 田中熊吉

一辻純市来訪、奥羽其外豊作ニ付三陸米捌方甚六ヶ敷哉ニ付、

来春輸出米致候ニは手順等如何可相成哉、忝人御相談ニ可

差遣事□□益田氏へ申通呉候様との事

一十日限石炭油買理貳百五拾箱

貳百四十五銭 五十  
四十六銭 五十  
四十七銭 五十

右米又ニ而買埋事

一十四番より送来ル石炭油千箱之内三箱不足、輕箱八拾箱、

引残り九百拾七箱之内八月限売渡八百五十箱引除置候処、

十四番より蔵番来り前断輕箱江差油致し、都合千箱之内ニ

而不足三箱ヲ除キ此度五箱右差油ニ取潰候ニ付、残り全九

百九拾貳箱荷入相成居候事

一番頭手代之内当社ニ止宿為致置候処、本日より外宿之上順

番宿直為致候事

九月三日 日曜日

一京都勸業場より製革到来ス

九月四日

一商社九月限七拾五枚内<sup>十枚</sup>五円拾七銭<sup>六十五枚</sup>売付ル

一金子弥市昨夜馬関着、銀行出店開合候処、金引当之義申来

不居由電報ニ付、直ニ本店江催促申越候処、大坂両所へ急

達可致返答セリ

一横浜現石油代貳拾四分、此金貳円三拾貳銭余ニ当ル ヒツ

セル

一ヒツセル来訪

一徳澄へ約定銅貨五千円横浜三井銀行分店ニ而洋五千〇貳拾

五弗受取引換ニ渡ス、尤貳万円之内ナリ

一絨代金之内として洋五千弗十四番へ相渡ス、徳澄より受取



内を以渡スなり、式十五弗銀行へ預ケ置事

西京勸業場製革差引

一送り状高量目百式拾四貫式百目

此引七百七拾六斤式合五勺

内

〔朱筆〕「六斤欠」〔朱筆〕「九百六十九目」  
「十壹斤式分五り欠」壹貫八百目目切レなり

〔朱筆〕「三貫式百四拾目」  
正味「百式拾式貫四百目」

〔朱筆〕「七拾斤〇式合五勺」  
此斤七百六拾五斤

〔朱筆〕「五」〔朱筆〕「拾九錢壹厘式毛五」  
〔朱筆〕「五」〔朱筆〕「拾九錢壹厘式毛五」  
此代四百三拾式円式十式錢五り

此壹割五歩先納引也

〔朱筆〕「五円式十七錢八り六毛八七五」  
六拾四円八拾三錢三り七も五糸

〔朱筆〕「九円九十壹錢式り六毛」  
残り三百六拾七円三十九錢壹り式毛五

右代金堀口光重より受取候事

九月五日 旧七月十八日

一 商社九月限売付 百枚 米又

式十 五円十式錢 三十五 十錢  
三十五 十七錢 十 〇九錢

一 商社九月限売附 六拾枚 同人

十 五円十壹錢  
五十 十錢

右寄附ニ而売附候事

一 三月約定霜降絨三十箱百八十反、此ヤール壹万三千三百六十三ヤール七分五り第式番着、今日鉄道より石蔵へ入、明日陸軍納之筈

一 第壹着霜降絨其外代洋之内へ入用洋銀買入、引当として壹万円三井銀行分店へ為換証券を以鉄道荷物方へ相頼、十字

四十五分出気車ニ而送ル

一 益田洋銀一件ニ付出浜

一 福岡県官加藤木貞二郎来訪

一 京都勸業場製革代金不残明石大属へ渡ス、中橋社受取状共

一 上島安三郎ナル者今日より為見習出社ニ付、伊藤へ付属申

付ル

一 宮内省洋銀切手引換之義申出文案銀行へ廻ス

一 同省ニ而金円引出之義ハ龍動為替洋銀等相場狂ひニ付、当

分見合可然段三野村へ申越ス

一 当社旅費規則案大三野村へ為一見差越ス、伊藤持参

一 昨日益田より大三野村へ米壹万石売付ニ付正米有無云々申談之末、先ツ五千石丈ケハ何時も引当ニ致売付呉候様申来

候事

一 東洋銀行江金棒代として九万八千弗昨日迄ニ相渡候段、銀行分店より申越ス

一 若津出張古谷より電報、肥後米四円四十七銭ニ而千石、肥前筑後米四円四十銭ニ而九千石買入候間、来ル十二日迄代金入着候様申来候間、十一日迄ニ相達候様三野村氏ニ申越ス

一 羽太より来信、第二帆前船積石炭四テイルニ而売候由上海より申来候段電信セリ  
一 大坂米<sup>(マ)</sup>太下落<sup>(月脱)</sup>九限五円〇一弍銭、馬関四円四十五六銭電信アリ

一 商社九月限式拾四枚 売付米又 五円〇四銭

九月六日

一 九州米最初より当節迄買入高

八月九日 肥後米 三千五百石

肥前米 弍千石

筑後米 五百三十石

八月廿一日 肥後米 千石

肥前米 弍千石

九月五日 肥後米 千石

肥前米 九千石  
筑後米

右古谷より電報辻拔萃

九月七日

一 外国江勸商局より輸送物品御用取扱方願書同局江差出候事  
一 隅田丸ノ本日郵船ニ乗込、木村正幹若津江向発帆候事  
一 隠語帳十六号より廿号まで<sup>ズ</sup>五冊木村氏持参いたし候事  
一 商社九月限式千五百九拾石売付敷金残六百八拾四円米又江相払候事

九月八日

一 第弍回着霜降大絨壱万三千三百六拾四ヤール<sup>(采筆「弍」)</sup>七分五厘陸軍省へ納相済、内金として金壱万八千六百円受取候事  
一 去月中より米又ヲ以売付候石炭油八百五拾箱之内  
六十九  
三百<sup>〇</sup>拾箱

百弍拾三箱

無難箱 但壱箱ニ付正味七十斤入

弍百四拾六箱 損し及イカケ箱

但壱箱ニ付正味六拾八斤五分五り〇八八

右米又立会買手江相渡候事

一 洋銀六百八拾六弗、外二壱万弗買入候様横浜之分店江頼ミ遣候事

九月九日

一 德澄注文ニ因リ売込ミタル蚕種紙七千式百三拾式枚昨夜小網丁まで着せし事

一 洋銀買入之為金九千五百円為替を以浜三井分店江差立候事

一 高瀬英祐洋六百八拾六弗持参いたし候事

九月十日

一 米又を以去月中売付候石炭油四百八拾壹箱買主へ相渡候事

九月十一日

一 勸商局より白露国江差越候茶代其外諸費下付相成候事

一 安久勸商局へ罷越、相庭状費相違之趣弁解いたし来ル

一 銅貨五千円御払下ケ国債寮江願出ノ事

一 山田久田新七出宮本丸徳右衛門船江積たる米四百五拾俵神

奈川江着いたし売払ひ、山田三井銀行為換金六百五拾円当

社へ受取候事

九月十二日

一 米国江送輸之茶箱江可張付銅板ノ絵四百枚出来いたし候二

付、内三百枚を横浜拾四番江為持遣事

一 商社石炭油十月限七百五拾箱

内

式円四拾八銭

四拾九銭 十

五拾壹銭 七十

五拾三銭 六十

五拾四銭 百十

五拾五銭 十

五拾六銭 十

五拾七銭 五十

五拾八銭 十

六拾銭 貳百

六拾壹銭 百

六拾貳銭 百十

〔此分即買埋メ〕

〔新規買〕  
(鉛筆)

〔新規買〕  
(欄外鉛筆書)

〔欄外墨書〕  
外二尚貳百箱十月限買右并十一月分共拾四番ト合

之通□ス

十 五十七銭

百四十 六拾銭

五十 六十一銭

一 同十一月限七百箱

式円五拾八銭 十

式円六拾四銭 百

——五拾九銭 十

——六拾五銭 百式十

内——六拾銭 十

——六拾六銭 式百

——六拾貳銭 百

——六拾七銭 五十

——六拾三銭 百

七拾五円さし出候事

右は本日拾四番之報知ニ寄り(龍動格別高直ノ由)買付候事

一京都より象皮着ス、貫目不足ス、元送ノ七拾貫目此斤四百

三十七斤五合筈ニ正味懸改メいたし候処、六十四貫〇式十

勿より外なし、四百斤壹分式り五毛京都江其段申遣ス

一徳澄より蚕種代之内江金七千円受取候事

九月十六日 雨

九月十三日

一長崎支店、三池支店、木村正幹等江改正之隠語帳ヲ送達ス

一釜石港江回漕スヘキ船号其他取調ヘ、鉢山寮江上申ス

一岩鼻敏ニ金七千円ヲ為持上州江差立候事

一京都府勸業場製造ノ革当社預リ中

蔵敷 十五日以内ナレハ 壹箇ニ付 金壹銭五厘

十六日以上卅一日以内ナレハ同ニ付 金式銭五厘

手数料 荷ノ大小ニ拘ラス 同ニ付 金式銭五厘

右之割合を以中橋社より受取可申筈

水揚後当社まで之持込賃は中橋社より可受取革代金之

内より引去之受取可申筈

九月十七日 嵐

十八日

- 一 商社九月限式拾枚四円八拾八錢ニ而買埋メ候事
- 一 内債寮より拝借したる銅貨五千円を横浜支那人徳盛江船便送ル、上乘金山研輔之事
- 一 島根県権中属桜井某来リ、同県下貢金ニ充テル物産之義ニ付談し有之候事

九月十九日

- 一 工部省工業寮等技師鈴木某来社、三池石炭之事談判有之候事

九月廿日

- 一 徳盛より種紙代之内江金八千円受取事
- 一 兜町六番地西洋造家作代金四千円ニ而三井組より当社江買受候事
- 一 陸軍省江第三回霜降絨上納して内金貳万貳千七百円受取候事
- 一 九月限七拾五枚平均四円九拾九錢三厘貳毛ニ而買埋メ候事
- 一 洋銀買入金として金貳万円三井銀行支店へ相廻候事

九月廿一日 曇

一金八千円上州平塚河岸馬越恭平方江差立候事、才領長尾一之事

- 一 十九日夕馬越恭平帰京シ、直チニ廿日朝上州へ出張ス、尚徳澄より四千枚注文有之候故不取敢出張ス、其後徳澄より益田孝江頼談ニ而尚都合ニ寄テハ六千枚ニ而も宜ク買入レ呉度申聞タリ、依而長尾出張之節其段馬越江申遣ス
- 一 昨日ヒットマン出立候ニ付益田孝横濱江罷越シ、其時武州・美の・勢州・尾張米、其外小麦、嬉野茶見本等夫々差送ル、京都製紙も同断

一 昨日洋銀買入とし而金貳万円横浜銀行へ送ル

一 銅貨代五千〇貳十五弗拾四番へ絨代内金とし而渡ス

一 古谷より肥後米買入出納書概表差越ス

一 木村より金貳万四千円若津へ、三千円長崎江差越呉度申越ス、直チニ三銀行へ談シ其趣大阪へ電信ス、尚木村も電信し而其趣ヲ報し、合セテ何日頃までニ米長崎江回漕出来スルヤヲ尋ル

一 羽太江電信し而長崎金三千円用意アルヤヲ尋ル

一 石炭九百箱買埋メ候事

九月廿二日

- 一 象皮式筒此目方斤貳百拾三斤七分五厘中橋社江相渡、代金百貳円六拾五錢四厘受取候事

一 横浜国産方生糸掛り青山貞藏来社ノ上生糸ノ事談判有之候事

九月廿三日

一 越後新潟其外式ヶ所より当社物価表郵送之義頼ミ越候間、本日より送り遣ス

一 勢州山田ノ山田商会より来状ニ而、荷物為替等取組度旨申越候間承諾ノ旨返書遣ス

九月廿四日

一 無記事

九月廿五日

一 横浜市場相場状勧商局へ差出候事

九月廿六日

一 徳盛注文之蚕種紙壹万三千八百拾七枚  
此箱數四拾五箱今晩鐵橋江到着ス

内 (朱筆)『八百拾七枚』

壹万三千五百九拾枚

此箱數四拾四箱

(朱筆)『貳百九拾七枚』

會議局おゐて(ト) 驗查ヲ受ケ横

浜へ送ル

貳百廿七枚  
此箱數壹箱

別口モノ

当社江仕舞置

(朱筆)『貳万三千三百四拾六枚』  
一種紙『貳万一千〇四拾九枚』

最前より本日迄送り越シ高

内

壹万七千七百拾壹枚

徳盛より初度注文之分

三千三百三拾八枚

同人より追注文之分

(朱筆)『貳百九拾七枚』  
外二六百六拾貳枚

不足

此処江千百拾三枚

売入ふんアリ

差引

(朱筆)『八百拾六枚』

四百五拾壹枚

過分ニナリ

又貳百九拾七枚

買込アリ

(朱筆)『千百拾三枚』  
合セテ七百四拾八枚

ノ過トナル

九月廿七日

一 今朝岩崎弥太郎を尋子、三池石炭飛脚船ニ而試ミ事談ス、  
長崎支店江沓封認ル筈

長崎より天津へ之運賃小麦百斤ニ付三十五錢

同 横浜江同 米 貳十錢より廿五錢

同 兵庫へ 同 拾貳錢

いづれも十六(貫)百斤ニ付

一 肥後金子より肥後之米今日より長崎江積出候事申越ス

一種紙四五千枚注文徳澄より頼みにて候処、最早買留メ候事  
昨夜申越セシニ付今朝其趣馬越江文通ス、尤已ニ買調ヘタル分者差支ヘ無シと云フ

一拾四番ト石炭油勘定相済ミ横浜銀行為替ヲ以殘金送り遣ス  
一洋七千枚鼠絨内金とし而(四十箱之分)渡ス

一今日鼠本絨兼而陸軍省より約条相成リタル分請書差出ス、  
但し来明治十年三月上納

一木村江電信し而若津、熊本兩地買入津出シ運賃蔵入等惣入  
費平均壹石ニ付何程か問合ス

一博覧会事務省より呼出ニ付安久出頭候処、兼而内達有之候  
出品取次処畧則加除之上下付相成、右ニ而差支無之候ハ、  
願書差出ス事、并淺草御藏拝借願書差出ス事とも談し有之  
候事

一革拾式ノ九百六拾目中橋江相渡、代金三拾八円九拾錢受取  
候事

九月廿八日

一木村本日長崎より若津へ廻り、明後日頃肥後江可罷越旨電  
信ニ而報知アリ

一蚕種紙式百九拾七枚入苧箱會議局へ出し、検査ヲ受ケ横浜  
分店へ送ル

九月廿九日

一安久淺草御藏一覽之為め罷越候事

九月廿日

一函崎開拓使ニ黒絨払物有之趣ニ付長尾一遣し候処、左之通  
り調へ来ル

一黒霜降大絨無疵もの五百反

此ヤール壹万式千四百八拾七ヤール四分九リ

一同断 虫喰疵もの百五十式反

此ヤール三千七百五拾壹ヤール七分六厘

一京都勸業場より製革五拾九ノ式百式拾目昨日着ス

一平塚河岸馬越方江跡買入は見合し、早々帰社いたし候様申  
遣事

十月一日

一木村より電信ニ而

○金不残受取り是より米受取ル安心スベシ

本日千六百石積出シ

○若津熊本ヨリ長崎へ日本船送ル積、勘定蔵入蔵出シまで  
惣入費壹石式拾五錢、肥前米新米手金三割差十一月限渡  
ス、若津取引約定壹石三円五拾錢ナラ取組出来ル見込ナ  
キ乎、委細郵便出シタ

右之通り申越しタリ

十月二日

一 第四回絨着昨今検査中

一 三池石炭売捌方被仰付候ニ付、抵当として島根坂田村勝部本右衛門より当社江受取有之、質入地処之通合金高貳万三千六拾貳円六拾六錢之券高状并証書とも鉾山寮江差出候事  
一 鉾山寮より釜石港江器械廻送賃五拾錢直下ケいたし受領致候旨同寮江申立候事

一 兜町米商会所開業ニ付、為祝三井国産方、当社と合議ニ而酒壺駄相送り候事

一 内外物価取調方勸商局より被命候処、御達し通りニ而は一般之相場取調不行届候間、更ニケ所ヲ増加し而其費用御下ケ渡被下度旨願書差出候事

十月三日

一 上島安三郎雇入、月給金六円五拾錢ツ、支給いたし候旨相達事

一 昨夜馬越恭平上州より帰社ス

一 会主兩人自費壺ケ月金貳拾五円ツ、払出候事評決ス

一 鉾山寮へ釜石港迄運送機械之一件ニ付致遠丸船將と養之助同道シテ出頭ス、然ル処一トシ以下之品ハ凡致遠丸ニ貳艘

位有之故、先其品ヲ運送スベキ事ヲ願置候事、三トシ以上之品ハ運送致兼候事申上ル

十月四日

一 一昨二日鉾山寮へ差出シタル抵当品は採用不相成して下ル  
一 第四回絨代之内として壺万九千五百円陸軍省より下ル

一 中橋社江長靴五拾足、短靴貳百四拾五足抵当ニ引取、銅貨貳百円拾月二十五日期限ニ而貸渡候事

一 製革貳百拾八斤余中橋社へ相渡、代金百四円九拾九錢五厘受取候事

十月五日

一 益田横濱江行

一 養之助殿鉾山寮江出頭之処長官他出中不弁用引取、午後二至リ式噸以上ノ物致遠丸江乗込入費実費ヲ以御払出相成、釜石港滞在中之償金は御払出し不相成旨御達し相成候事

一 三池石炭島原并長崎港より羽後国舟川港まで運送賃見積リ可申出旨、三池鉾山支部より御達有之候事

十月六日

一 釜山港江器械類運送賃壺噸ニ付金三円ツ、ニ而引受ケ、着港之上鉾山寮出張所ノ都合ニテ陸揚ケ不相成、日数十日以



上滞在スル時ハ尅日ニ付金拾円ツ、別段手当御下ケ渡之義願出候処、御聞濟相成、弥明七日早天より横浜ニおゐて船積いたし候筈取極置候事

一 熊本木村より左ノ電信到来ス

長崎入費ヲ除キ四円迄ニテ買約定セリ、不残貳万七千円  
急ぎ熊本江送レ、後クレルト米不受取、跡安直見斗ラヒ  
買積リ

十月七日

一 本日鉱山寮器械船積ニ付、検査として益田出港ス

一 深川製作寮出張処より三池石炭拾万斤可相納旨御達有之候事

一 益田孝三池石炭長崎より拾壱俵到来いたす

一 三井銀行より金千円引出し、京や由兵衛へ相渡候事

十月八日

一 無記事

十月九日

一 村尾より唐津石炭百万斤程買入度旨申出候ニ付、横浜国産方江申遣ス

一 製作寮江可差出三池石炭拾万斤丈ケ廻送いたし候様、横浜

国産方江申遣ス

十月十日

一 益田孝横浜江行

一 陸軍省へ為抵当差出シ置キタル公債証書壱万貳百円之内八千四百円引出候事

一 中外物価新報発兌願東京府へ差出候事

十月十一日

一 岩鼻敏長崎支店詰申付、本日名古屋丸ニ為乗同店へ差向ケ候事

一 中橋社より取立候革代金貳百四拾四円拾貳錢五厘三井銀行為替を以京都勸業場江差立事

一 京都勸業場製革東京中橋社江取次キ候ニ付而は

革代持込賃

革代金千分之貳五 手数料 京都勸業場より

革代之千分之貳五 手数料 中橋社より

右之通可申受筈、双方示談して取極め候事

一 蚕種紙買入代ヲ取調ブラカカ方江差遣候事  
徳盛

十月十二日

(朱筆)  
『熊本新丁橋本方 木村正幹』

一 パテ壱樽貳拾五円之相場 但シ上品

一新銅貨百円ニ付壱円貳拾銭、旧銅貨壱円六拾銭位之相場

一 増田充績製造ノ石劔拾四番江送り売捌キ方申遣ス

一 昨日広業社製造ノマツチ見本ヲ拾四番江送り売捌方申遣ス

一 中橋社より貸金之内五拾円返却セシ故、抵当品長靴五拾足相返し候事

一 国債頭江輸出米取扱願差出ス

十月十三日

一 三井銀行備丁山口林蔵当社江雇入候事

一 勸業場より製革式筒此斤数貳百斤到来いたす

一 奥州伊達郡種紙貳千九百九拾五枚京やより買入、内金三千円相払候事、但シ直印ハ先方五百式拾五円と申事なれとも

五百式拾貳円ニ負る様掛合中之事

一 本日釜石廻し之器械船積相済、明日出帆ノ積

一 商社十二月限六百五拾石 四円貳拾壱錢五厘 四円貳拾貳錢貳厘四毛 テ売付

十月十四日

一 益田出港

一 岩橋万蔵来、釜石廻し運送賃鉾山寮より受取貰ひ度旨申聞ル

一 三池石炭売捌方鉾山寮より被命候ニ付為身元証拠

第一大区十五 兜町 〇小区銀座四丁目拾六番地

一 煉瓦家屋讓受証書 壱通

第一大区拾小区木挽町九丁目廿四番地

一 石蔵二階造り讓受証書 壱通

右差出候事

一 元兩替町小川其技来り、越後産出之石炭油製試檢いたす、河瀬并宇都宮某も来社、試檢ヲいたす

一 第一国立銀行へ托し電信為替を以長崎江金壱万円差立候事

一 陸軍省緘勘定ノ為金壱万円横浜三井銀行分店江差立候事

十月十五日

一 無記事

十月十六日

一 浜国産方より石炭式拾壱噸深川製作寮江到来いたし、即納め始ム

一 博覧会出品取次処取扱ニ付、益田勸商局江出頭ス

一 釜石港江器械廻漕賃金下ケ願鉾山寮江申出事

一 洋式万五千弗浜銀行江送り、内壱万五千弗ハ緘勘定として拾五番江相渡し、残壱万弗ハ洋銀売付〇〇頼ミ遣ス

十月十七日

- 一 英国送り茶代残金貳百五拾九円七拾四銭貳厘下ケ相成るやう勸商局江申出候事
- 一 絨残り荷到着いたし候事

十月十八日

- 一 九州米受取ノ為ワットソン代佐々木<sup>(ツキマ)</sup>并国産方竹内恒三等横浜出帆、長崎へ行ク
- 一 勸商局関口忠篤殿来社、英国輸送茶見本差出スコト并英国地エジエント人名等可申出旨談シ有之候事
- 一 昨日十四番よりフランケツト見本三枚差越ス
- 一 昨日深川製作寮江三池石炭九万貳千六百貳拾四斤相納候事

十月十九日

- 一 鉾山寮より器械運送代受取ル
- 一 大三の村来、フィシエルも同シ
- 一 浜国産方より相廻り村尾を以有恒社江納ムル唐津石炭悪品ニ而不納、依テ当社ストープ用ニ引取ル

十月二十日

- 一 十時四十五分之気車ニ而益田横浜工行
- 一 種紙インホテイス徳盛へ送ル事

一 勢州山田商会社川辺徳二郎出米貳百五拾俵為換金四百円付

ニ而到来ス、深川三井蔵<sup>(拾式カ)</sup>番蔵江蔵入取計候事

- 一 勸商局博覧会事務局江安久出頭、出品取次処之義ニ付上田少属と引合候事

- 一 第壹大区拾六小区越前堀町式丁目拾三番地ニ在ル三井国産方蔵所借り入、博覧会出品取次処ニ取計ふこと拜司と談ス、蔵敷料ハ九坪ニ而壹ヶ月金壹円五拾銭位までニ直引ノ積談濟之事

十月廿一日

- 一 河瀬秀治殿来社、蚕種紙の事談判

十月廿二日

十月廿三日

- 一 中外物価新報発兌願御聞濟相成候事
- 一 再製茶出帆届ケ勸商局へ差出ス
- 一 伊太利ミラン并仏マルセルヨリ之電信料勸商局へ申出ス
- 一 博覧会出品取次所ノ事ニ付益田、坪内事務局へ出頭

十月廿四日

- 一 相場状等刊行物市内通送ノ節相用ヒ候帯紙受取、印鑑壹枚<sup>(ツマ)</sup>通駅寮より御下付相成候事

一種紙景況意大利亜より之電報知ヲ得ル、則

一種紙景氣宜シク壹枚十リーラより十六リーラ迄

一生糸壹ヲンス(電報文不分明察スルニ)

上等十四リーラより廿五

下等二より

四

○壹リーラ只今取調候処百サンチームニシテ、仏ノ壹

フランクト同シ、英ノ九ペンス半ニ御座候、概我二

十錢位

壹枚貳円以上ならハ売テもよろし、いかゝと被考候や

一 英国へ売試ノタメ輸送いたし緑茶見本貳種ツ、勸商局へ差

出候事

十月廿五日

一 十二月限<sup>下</sup>上<sup>上</sup>リ米商会所百枚

七十八 四円貳十錢  
貳十一 貳十壹錢 買埋ム  
貳十貳錢

一 山田商会より依頼ノ米貳百五拾俵之内、百俵壹円ニ付貳斗

貳升替ニ而売約条いたす

一 博覧会事務局へ蔵敷料下ケ金願出候事

一 鉢山寮器械類一昨廿四日無難釜石港江着セシ旨電報有之候

ニ付、其段同寮江申立ル

十月廿六日

一 三池鉢山寮支庁より左ノ電報ヲ得ル

毎月荒石千噸以上出ル

一 十二月限五拾枚

三十 四円貳拾八錢  
貳十 貳拾七錢

売埋ム

一 井川畔蔵雇入候事

十月廿七日

一 陸軍省約定緘追々着次第納め来候処過不足有之、此分納足

シ等御免願出候処御聞濟相成候事

一 博覧会事務局より出品目録等下ル

一 中外物価新報定税郵送願駅通寮江差出ス

一 昨日嬉野ノ茶并筑後茶四百貳拾丸長崎より横浜江来着

十月廿八日

一 国産方出入之小揚ケ頭利三郎、俵扱頭新三郎へ当地江も出

入申付候事

十月廿九日

一 無記事

十月卅日

一 山田商会より積廻之一志郡米百五拾俵、円ニ付貳斗壹升六

合替ニ而売付候事

一昨日人参会社ノ依頼ニ因リ、信州、野州、奥州等より産出之人参当社ニおゐて荷為換金ヲ貸シ売捌ノ約定取結候事

十月卅一日

一昨日国債寮江拜借金之内五万円返納ス

一益田出港ス

十一月一日 雨

一増田勇助江托し買付之秩録証書の事ニ付、行違ヒを生シ配慮中

一 国債寮へ残五万円今朝横浜より回金ヲ以返済セリ、別ニ洋五万五千弗

一 德澄江貸之金五万円返済せしニ付、兼而預り置キタル抵当品五万五千弗ハ返却ナスヘキ之処、宮内省ニアルヲ以三井銀行より一時借受ケ返却ス、則ち田村利七江付而横浜江送ル、代り金五万円ハ宮内省江返却ナスヘキ為メ三井銀行へ渡ス

一 陸軍省へ勘定書ヲ出ス

十一月二日 晴

一 上海より電信ニ而德澄代理へ三池石炭五百噸引渡しタリト

申越ス、抛而速ニ其事ヲ德澄へ出状ス

一定時刊行物定税通送願御聞濟相成候事

十一月三日 天長節休(ていじょう)課

十一月四日

太田原則孝来社

一 益田孝横浜江第二時半之車ニ而到ル、蚕種懸合未タ此方之直段ニ至ラス、夫故手合不致候事

一 德澄より石炭代貳千五百円受取り三井銀行へ渡ス

十一月五日 晴

一 陸軍省ヨリ呼出シニ付益田孝罷出タリ、第二、第三号紺絨至急買入之内命アリ(嶋田氏)、然ルニ日本ニ而ハ品切レニ付、欧州江電信ヲ以問合せノ事ニ約定致置キタリ、外ニヲワコト地鼠霜降ハ止メ紺ニ改度ニ付、当社見込ノ聞合せニナル

一 小林大属ヨリ電信ニテ野口遠藤彦太并下夕掛り壺人採用可致旨申越候ニ付、承知ノ旨返報出ス

一 銀座四丁目旧先収会社家作ヲ百円ノ敷金、家賃壹ヶ月貳拾五円ニ而島根県唯武連江貸渡候事

十一月六日

- 一 本日より中外物価新報編輯局ヲ開キ、其事務ニ着手ス
- 一 太田原則孝及村上正茂本日より出勤

十一月七日

- 一 内国博覧会出品取次所当社江事務局より被命候事
- 一 物価新報発売入用金貳百七拾三円余毎月勸商局より御下ケ渡相成候旨御達有之候事
- 一 深川製作寮より三池石炭代金三百七拾五円六拾三錢九厘御下ケ相成候事
- 一 木村氏本月十日ニ歸府ノ旨長崎より電報到来ス

十一月八日

- 一 鉢山寮江石炭売捌ニ付身元証拠として
- 一 ○木挽町六丁目拾番地并外五ヶ所之地券状此沽券金高五千百円也
- 一 右三井銀行より借り入差出候事

十一月九日

- 一 洋銀壹万五千弗三井銀行より引出し、其切手ヲ横浜分店江渡し、正弗十四番館江渡し具る様頼ミ遣候事

- 一 人参会社より人參百貳拾七斤三分貳厘差越候間、為換金百四円六拾九錢壹厘同社江相渡候事

十一月十日

- 一 米糸方中米麦相場取調毎月兩度ツ、可差出旨勸商局より被申付候事
- 一 米国江茶輸送ノ上販売スル等之計算書取調勸商局へ差出候事
- 一 物価新報編輯着手ニ付而は、其掛リ之人員之詰所ノタメ家内模様替、修復等清水喜助へ申付候事
- 一 各地より当社江送り越相場状原稿ハ無税郵送相成候旨、駅逦寮より達し有之候事

十一月十一日

- 一 開成学校ニおゐて外国より可取入書物、藥品、学科用器械買取方命し度候間、手数取調可申出旨達し有之候事、御掛用度課長岸殿之事
- 一 米商会所十二月限り百枚内九十枚四円拾三錢買埋ム

十一月十一日

十一月十二日  
一 無記事

十一月十三日

十一月十四日

一 陸軍省より御呼出ニ而

式号紺絨千三百九十六丈疋尺式寸五分

三号同 九千三百八拾四丈七尺式寸五分

黄絨 四拾丈疋尺式寸六分六厘

緋絨 五丈七尺三寸四分

白絨 五尺四寸九分

鼠絨 式丈疋尺五分

紫絨 壹丈貳尺六寸八分八厘

萌黄絨 三尺八寸六分七厘

右十年七月十四日限り可相納旨伝票御下ケ候事

十一月十五日

一 鈴木董ヲ備入約定取結候事

一 拝司永造、荒井正兵へ来社、国産方合併ノ事ヲ談ス

一 此度国産方之事業を当社へ譲受ルニ付、第一ニ同処ニ附属

スル人員ハ悉ク当社江引受ルコト、第二ニ同処より処々へ

貸付アル金ハ当社ニ而取立、取立タル金額ハ三井組へ引渡  
スコト  
其他件々約条三井組大元方ト取結フ

一 此度大蔵省より之許可ヲ得而、三井銀行より諸県江出張シ

貢米為荷替ヲ取組ムニ付、其取扱ヲ当社江引受ケ取扱ニ付

三井銀行ト結約ス、委細条約ニアリ

一 夫ニ付当社より出張スル人員ハ秋田江鈴木董、宮城江荒井、

九州ハ木村受持、勢州ハ銀行之人員ヲ借受ルコト

一 本日深川三野村ノ宅ニ於而益田江拜司等引合せ、今井(国

産方懸)立合夫々示談シ、直チニ合併之手続キニ取懸ル

一 本日陸軍之注文絨拾四番へ申送ル

一 米袋之事同断、但し三野村より注文

一 三池より電信ニ而粉石炭多分ニアリ、速ニ売捌ク様申越ス

ニ付、即チ羽太江も送り上海江輸出之事ヲ進ム

一 七百頓ニガアト云フ船長崎より横浜迄米或ハ石炭ヲ積而壹

頓式弗なりト申越セシニ付、長崎ニ石炭四百頓用意アラハ

米三百頓ト共ニ運輸ナスニ付、雇入申遣し而差支無之様申

送ル

一 木村十二日長崎ヲ出帆せしと羽太より申越ス

一 十一月十六日

十一月十六日

一 三池石炭代金之内三千五百円鉾山寮江仮納め取計候事

一 鉾山寮へ納メタル三千五百円之受取証書長崎羽太方江差遣ス

十一月十七日

一 木村長崎より帰府

十一月十八日

一 旧国産方人員始めて来社

一 人参会社ヨリ御種人參五倍三拾三斤 同年數モノ四拾三斤受取之惣代備金八百拾五

円八拾四錢、此七分金五百七拾壹円貸付候事

一 熊本表製造之巻煙草三拾万本相預り、金子借り受度旨上林熊次郎申込有之候事

一 那須□子より紹介ナリタル切田判治本日より見習として出勤ス

十一月十九日

十一月廿日

一 国産方之役員東京詰之分不殘当社江傭入候段申渡候事

一 肥前新米買入代金之内へ六千五百円之辻長崎表ニ而渡方相成候様三井本行江申遣候事

一 山田商会より廻し越候一志米売捌代之内金四百円は山田表三井銀行出張店へ、益金三円六拾錢四厘ハ山田商会へ仕切状ヲ添へテ差遣候事

一 人参会社より差越ノ人參第壹回、第貳回送之分浜国産方江差遣シ売捌き方申遣ス

十一月廿一日

一 敦賀三井出張所詰堀口嘉右衛門来訪有之候事

一 鹿島岩藏江借金千円戻し入候事

一 昨日貢米買入ノタメ鈴木董ハ秋田江、新井庄兵衛ハ宮城表江出張いたし候事

一 博覽会出品藏敷料は、拾貳戸前分兩月間之見込を以事務局より御下ケ渡相成候旨御指令有之候事

十一月廿二日

一 昨日博覽会事務局より御指令之受書差出候事

十一月廿三日

一 無記事

十一月廿四日

一 為荷替取組として荒井庄兵へ宮城県下江派出ニ付而は、三



井銀行監督役平尾贊平、藤田富之助江当社取締役之心得ヲ以取扱之趣依頼いたす

一九年九月廿五日より大三野村ヲ以テ当社監督役ニ依頼ス

十一月廿五日

十一月廿六日

一 無記事

十一月廿七日

一 第一国立銀行と金銀貸借ノ約定ヲナス

一 三池鋳山支庁ヨリ長崎支店へ八月より九月迄廻送之石炭弊

社江払下ケ候旨御達有之候事

一 九州米買入勘定書ヲ製シ大三野村へ送致ス

十一月廿八日

一 秋田、宮城為荷替取組監督役平尾贊平、藤田富之助発足いたし候事

一 愛知、三重県貢米為荷替取扱方井田一平江依頼し委任状相

送り候事

一 昨日横浜 (A.V.) 所有之

○ 拾式馬力蒸氣器械代洋式千五百弗

○ 六馬力同断 代洋千五百五拾枚

○ 四馬力同断 代洋千式百五拾枚

右代価ヲ以陸軍省ニおゐて御買上ケ相成、当社ニおゐて方

事周旋いたし候事

一 警視庁御用品何品ニ限らず御用被仰付度旨同庁へ願出候事

十一月廿九日

一 無記事

○

十一月卅日

(二九日) 午後十一時廿分數寄や町より出火、鉄砲洲辺まで焼ル

十二月一日

一 木村正幹子バタ号船ニテ長崎江罷越ス

(一) 昨日之出火ニ而類焼セシ当社員

吉沢吉五郎 竹泉嘉平 岡本藤右衛門

福永又七 小倉弥七 林万兵衛

稲垣保兵衛 橋本喜三郎

右江見舞として蜜柑老箱ツ、遣之

一同三井銀行役員

斎藤専蔵 高野栄次郎

右江海苔七帖ツ、

同断近火之者

藤田富之助 斎藤銀蔵 長田豊次郎

右江海苔五帖ツ、差遣候事

十二月二日

一旧国産方東京詰之人員諸事務ヲ持参して当社ニ合併ス

十二月三日

一無記事

一本日より中外物価新報発兌候事

十二月四日

一益田孝横浜国産方引継用ニ而同処へ行

十二月五日

一横浜国産方人員当社江備入之辞令相渡シ候事

十二月六日

一陸軍省より下命ノ絨浜拾四番江注文いたし候事

一山梨県下佐藤七郎右衛門其他ノ者所持之地券状ヲ差入金子

借り受、荷為替取組致旨申出候ニ付、其地处検査として増

田新八甲州江差向ケ候事

一博覧会取次所規則許可之御達有之候事

十二月七日

一營膳寮ニ而周防より石取寄之運送来春可被命旨御内達有之候間、其段岩橋万造江申談置候事

一金地金鑄直シ益金として金三百円岩橋万造より差越シ、尤右ニ而ハ不足ニ付尚増加いたし候様岩橋より井田江申遣し候由伝言有之候事

一長崎出張出納寮より式万七千円同社出張ノ者へ御渡可相成筈ニ付、其段電信を以申通候事

十二月八日

一横浜支店詰石井金之助ヲ本社江呼上ケ、新報局事務取扱申渡候事

一第一国立銀行ト当社ト金銀貸借ヲ為スニ付、両方之間ニ約条取結候事

十二月九日

一近衛局御用向取扱ヒ拜司ニ委任いたし候事

十二月十日

一 無記事 第貳新報発兌

十二月十一日

一 横浜支店詰橋爪清九郎本社江呼上ケ、新報局受ケ付ケ申付候事

一 横浜国産方事業当社江引受ケ候ニ付、其店之副取締西村喜平治等と当社ノ代人と貸借写等ニ付約定取結候事

一 横浜三井銀行と当社ト金銀貸借ヲ為スニ付、両方之間ニ約条取結候事

一 千葉県下正米ヲ当社ノ正米売場ニおゐて売捌き度ニ付、送り荷引ノタメ宮本新右衛門同県下江出張いたし候事

一 木村忠藏伊豆島々江出張之処用濟婦社いたし候事

一 勸商局より茶代残金貳百五拾九円余御下ケ相成候事

一 三井銀行手不足之趣ニ而当社員借り受度旨同店より申越候ニ付、石井金之助ヲ差遣候事

十二月十二日

一 国産方より引継米、紀州米、其他淺草御蔵ニおゐて左之通入札払取計ノ事

○米貳千八百八拾七俵 壹石金四円拾六錢四厘  
此代金三千貳百五拾五円四拾六錢壹厘

十二月十三日

一 無記事

十二月十四日

一 鉢山寮江風帆船及倉船壹艘御買上ケ之義建言ス

一 国産方取立懸り田中彦七外四名江月給金拾貳円五拾錢ツ、支給いたし候事

一 大沢正道江是迄金七円ツ、支給いたし置候処、本月より支給不致事

一 三菱会社へ三池石炭焼採として差出候分ハ、長崎渡ニ而壹噸金拾九円之割ニ而可差出旨同社ト約定いたし候事

一 宮本新右衛門千葉県より帰社

十二月十五日

一 茨木県下ニおゐて正米買入之ため杉山佐七出張ス

一 近衛局被服課ト国産方トノ約定書ヲ改メ、三井物産会社ト同局ト取結候事

十二月十六日

一 無記事 第三号物価表発兌

十二月十七日

一 勸商局へ本年七月中申立候本色茶製造当社へ引受ケ願ハ、  
現今勸業寮ニおゐて御製造御廃止相成候ニ付、右願ハ御聞  
濟不相成旨御達有之候事

一 秋田県令石田は大伝馬町式丁目九番地中村利兵衛方止宿、  
十八日着之よし

一 千葉県為替取組願濟

一 長崎より嬉野茶

十二月十八日

一 千葉県下貢米為荷替取組致旨大蔵省へ出願候処、御聞届相  
成候事

十二月十九日

一 米穀買入として宮本新右衛門下ノ関江出張いたし候ニ付、  
石川良平と打合セ、諸事可取扱旨ノ委任状ヲ渡ス  
一 馬越恭平千葉県へ出張、貢米為荷替為取扱候ニ付委任状等  
相渡ス

一 茨木県下米穀買入ノタメ梶山佐七派出為致候事

十二月二十日

一 宮本新右衛門更ニ千葉県へ貢米荷為換取扱とシテ出張候事  
一 陸軍五局第二課羅紗御約定ニ付馬越恭平出張候事

一 遠藤大三郎、宮本随行トシテ千葉出張之事  
一 益田出港

一 長崎最寄買入米監督役麻田佐右衛門本日出張いたし候事

十二月二十一日

一 長崎支店より廻送ノ三池石炭左ノ送り状来ル

第三百五拾号

No.735 仏国ハウルマリー船 荷主内商羽太紀克

石炭四百六拾噸 但七拾七万式千八百斤

運賃合拾六円四拾四錢五厘

十二月十五日長崎港出

外横文彙通

右浜支店江送ル

一 神戸三井銀行桃井耕二来訪

一 秋田県令石田殿出府旅宿 壹石橋際待合茶や三河屋

一 勸業寮試験場ニおゐて石膏壹千斤上海より買入方御談し有

之候事掛り官員河原忠次郎  
松田与八郎殿

一 九州表買入米監督役麻田佐右衛門本日出帆ス

一 雉子橋より申込ノ中島新三ヲ長崎在木村方へ遣ス

十二月廿二日

一 本日より出勤退社ノ時刻ヲ極ム、出勤午前八時トス  
退社午後五時トス  
一 橋爪清九郎ヲ千葉県へ差立ル  
一 国債寮江新銅貨交換旧銅貨五千円分浅草倉庫へ上納いたし  
候事

十二月廿三日

一 勸業寮試験場より石膏壺万斤上海より買入方被命タリ  
一 宮城ヨリ新米見本拾式袋着致し候ナリ  
一 勢州米、近国米見本三野村利助殿江相廻シタリ  
一 小室より藍見本壺箱来ル

拾斤五分五厘六毛 支那送り  
拾斤八分三厘貳毛 印度送り  
拾斤九分五厘七毛 龍動送り  
三斤六分老厘六毛 本社止メ置

一 養之助殿病氣全快出勤被致候事  
一 国債寮より下付ノ新銅貨引抵として差出置候公債証書六千  
六百七拾五円取下ケ候事

十二月廿四日

一 第四号物価表発兌

十二月廿五日

一 甲州佐藤七郎右衛門其他ノ者之所持地等検査として出張為  
致候増田新八婦社いたし、検査ノ□<sup>上カ</sup>ニは確實ならざる旨  
報告ス

一 一切田判治本日ヨリ目見トシテ出勤致ス

一 四日市ヨリ米五百石汽船積送候ニ付切田判治、鈴木厩吉上  
乗トシテ出張為致候

一 買入米廻シ立会ニ竹泉、吉沢深川へ出張ス

一 勸業寮御注文石膏壺万斤買入方上海ブリ子へ申遣ス

十二月廿六日

一 去ル廿一日長崎表三井銀行出張店と同所当社支店と金銀貸  
借約条取結度旨銀行本店へ掛合候処、異存無之旨返書到来  
いたし候事

一 尾州より監督役松島吉十郎帰京シ来店ス

一 □□より洋銀貳千五百弗引換頼ミ越スニ付、横浜之三銀  
行へ送り遣ス

一 米国送り生糸之為メ上島安二郎横浜江遣ス

一 昨日龍動より差越シタル白米見本相場付共夫々大蔵卿江  
上達ス

一 長崎火事出店并親分店共無事之報申越ス

一昨日アキマ

齋藤氏

一井勘兵へ

十二月廿七日

一益田孝横濱江到ル、子ハ夕出帆ニ付委細木村、羽太等へ出  
状ス、上海モ同段(マ)

一西村虎四郎本日帰坂ス

十二月廿八日

一遠州産物当社江廻漕捌き方依頼いたし度旨八町堀三代町式

番地芳賀伊兵衛殿より申込有之候事

一当見世江転住の事近々相談相発シ夫々用意ス

一陸中盛岡齋藤市太郎殿出糯米其外左之通り来ル

送り状ノ写

敦賀丸 十二月廿四日出

一糯米七俵 此石三石五斗 五斗廻シ

一米 五百俵 貳百五拾石 五斗廻シ

一同 百四拾八俵 七拾四石 五斗廻シ

一南部米百貳拾五俵 五拾石

メ七百八拾俵

陸中盛岡出

齋藤市太郎荷主

石巻

阿部重兵へ出

メ

一高崎出張磯清五郎生糸五拾九メ六百四拾八匁(廿五匁四分替)、此代金貳千三百四拾七円貳拾七錢五厘分買入、浜支

店へ積送り候旨報知有之候事、右ニ付浜店江出帖ス

一大藏卿より嬉野茶見本ヲ被遣、二箱

一長崎より来状、小林鉦山大属近々来京之よし

一鈴木董より電報アリ、直チニ返報ス

一下ノ関正米下直なるよしヲ聞き、木村江買付方報告ス

一同人弥世日之船ニ而帰便申遣ス

一長崎より米袋取寄せ方小三野氏より申越ス、依而長崎へ電

信ス

十二月廿九日 晴

一田中長右衛門、杉山左七昨夜茨木より帰県、米千五百石丈

ケ買付来ル、セ斗(三)エ升位(七)

一今朝益田孝召ニ応し而大藏卿の邸ニヨル

一輪出来一条ニ付願書国債頭江出ス

一物価新報今日第五号発兌ス

一本日宮本新右衛門千葉出発、佐倉へ出張報知来ル

一下総浜野舟貳百九拾五俵入着、三井蔵水揚致ス

一 同曾我野舟三百四俵入着候事

十二月三十日

一 旧嶋田店より兜町五番地角店江転居ス

一 陸軍省ヨリ定用絨買入約定ノ伝票下付

十二月卅一日

一 昨日陸軍省より下命ノ絨拾四番江伝報ス

一 宮本新右衛門、若松屋留次郎并手代壺人崎玉郡所々正米買入トシテ出張候事

一 田部并信平殿千葉県下小見川近辺買入米計算書持参出京候、在住所本所亀沢町一丁目卅二番地

一 安部重兵衛ヨリ電信、斎藤市太郎米百石タマウラニ而積送る報知有り

一 横浜銀行依頼株録公債五千円請戻シ辻、店長へ金三千七百五拾円相渡ス

(余百一丁)